

**【表紙】**

**【提出書類】** 臨時報告書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成27年9月3日

**【会社名】** カネコ種苗株式会社

**【英訳名】** KANEKO SEEDS CO., LTD.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 金子 昌彦

**【本店の所在の場所】** 群馬県前橋市古市町一丁目50番地12

**【電話番号】** 027 ( 251 ) 1619

**【事務連絡者氏名】** 専務取締役財務部長 長谷 浩克

**【最寄りの連絡場所】** 群馬県前橋市古市町一丁目50番地12

**【電話番号】** 027 ( 251 ) 1619

**【事務連絡者氏名】** 専務取締役財務部長 長谷 浩克

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
( 東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号 )

## 1【提出理由】

平成27年8月28日開催の当社第68回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日 平成27年8月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 剰余金の処分にに関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 1,100,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 1,100,000,000円

2. 期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

1株につき金14円 総額 164,394,818円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年8月31日

第2号議案 定款一部変更の件

取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、また、当社が求める知見及び独立性を有する適切な人材を広く招聘できるようにするため、会社法427条第1項の規定により、取締役及び監査役の責任限定契約の締結を可能とする定款変更を行うものであります。

第3号議案 取締役16名選任の件

取締役15名全員が、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに取締役として、金子昌彦、金子昌弘、長谷浩克、細井宏、樺沢均、伊藤一貴、中坪弘一、渋谷明、永井昇、井上哲、宮下毅、榛澤英昭、金井敏樹、林義明、内田武及び丸山和貴の16名を選任するものであります。

第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任されます金子才十郎氏、金子正明氏、森川正明氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	64,816	119	0	(注)1	可決(99.7%)
第2号議案	64,886	49	0	(注)2	可決(99.8%)

第3号議案					
金子 昌彦	64,725	210	0		可決(99.6%)
金子 昌弘	64,664	271	0		可決(99.5%)
長谷 浩克	64,665	270	0		可決(99.5%)
細井 宏	64,520	415	0		可決(99.3%)
樺沢 均	64,664	271	0		可決(99.5%)
伊藤 一貴	64,664	271	0		可決(99.5%)
中坪 弘一	64,663	272	0		可決(99.5%)
渋谷 明	64,662	273	0	(注)3	可決(99.5%)
永井 昇	64,661	274	0		可決(99.5%)
井上 哲	64,517	418	0		可決(99.3%)
宮下 毅	64,661	274	0		可決(99.5%)
榛澤 英昭	64,661	274	0		可決(99.5%)
金井 敏樹	64,652	283	0		可決(99.5%)
林 義明	64,631	304	0		可決(99.4%)
内田 武	64,585	350	0		可決(99.4%)
丸山 和貴	64,729	206	0		可決(99.6%)
第4号議案	62,708	872	0	(注)1	可決(96.5%)

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。  
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。  
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。